平成２３年（フ）第９３２号
福岡県太宰府市通古賀１丁目９番６号セジュールプルニエＢ108号
債務者　井上　　清
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９３３号
福岡県太宰府市通古賀１丁目９番６号セジュールプルニエＢ108号
債務者　井上　綾子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７５号
福岡市南区玉川町12番22―604号
債務者　冨田　恵子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９３号
福岡市南区長住３丁目41番503号
債務者　獅々賀美称子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００２号
福岡市城南区樋井川１丁目23番40号
債務者　松本　弘子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３１号
福岡市早良区西新６丁目10番17号
債務者　松川　都美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４９号
福岡市西区姪の浜２丁目19番10―301号
債務者　野田　篤史
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６２号
福岡市中央区六本松２丁目３番２―401号
債務者　安部　正知
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２８号
福岡市東区原田４丁目27番10―409号
債務者　原田　直美（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３４号
福岡市中央区小笹４丁目５番2342号
債務者　長島　良野
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５７号
福岡市博多区住吉３丁目５番８―403号
債務者　脇田　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６３号
福岡県糸島市前原東２丁目12番14号
債務者　塩田　静夫
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６４号
福岡市東区西戸崎４丁目２番３―205号
債務者　清田　福子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４１号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７―303号
債務者　大曲　好美（旧姓田尻）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８０号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番１―706号
債務者　島原信太郎
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４号
佐賀県鹿島市大字常広534番地１
債務者　中橋　公美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１５号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2748番地４
住ノ江寿町住宅11号
債務者　宮﨑　清美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１９号
佐賀県伊万里市大川内町乙1070番地２
債務者　白石　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部